

2015 年 1 月 30 日

**障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ様****障害者総合支援法の附則における 3 年後の見直し規定に関する要望・意見**

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
代表 光増昌久

はじめに

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会での論議、骨格提言をできるだけ実現できるように論議する立場から以下の項目に関して、要望・意見を提出いたします。

主な検討項目に関して

・ 常時介護を要する障害者等に対する支援

常時介護を要する障害者等に対する支援は、市町村での居宅介護の支給決定で大きな格差が生じている。障害が重くても、居宅介護、日中活動の場の提供があれば、地域での暮らしが可能になるような多面的な支援が必要であると考えます。在宅でも、グループホームでも安心してらせる障害福祉サービスの充実を図ってほしい。

課題：重度訪問介護の対象者拡大では、行動関連項目 10 点以上の行動援護対象者に限定されてしまった。行動関連項目 10 点以下の障害者、行動障害がなくても一人暮らしを目指す知的障害者、精神障害者等も重度訪問介護の対象になるよう再検討してほしい。

課題：総合福祉部会の骨格提言で論じられているパーソナルアシスタンスの導入も検討してほしい。札幌市では、重度訪問介護対象者に 100 時間分のパーソナルアシスタンスをつけている。

・ 障害者等の移動の支援に関して

- ・ 地域生活支援事業の移動支援は、障害福祉サービスの移動支援として位置付けるべきでないか

理由：重度訪問介護、行動援護、同行援護は、障害福祉サービスの支給決定を受ければ全国どこでも事業者と契約して移動の支援を受けられる。それ以外の障害のある人は市町村の移動支援を利用する事になる。異なる市町村でも利用できるようにするためには、地域生活支援事業から障害福祉サービスに位置付ける事が妥当ではないか。移動のアクセス権は障害のある人にとって重要なサービスである。権利条約に即して、必要であれば、通学、通所、通院、就労にも利用できるように解釈を再検討してはどうか、また併せて地域の特性上、公共交通機関を利用できない場合には、車両を利用しての移動支援のあり方（財政負担を伴う福祉有償運送以外）の検討も必要である。

・障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

- ・生活介護、自立訓練、就労継続B型を統合して、「ダイアクティビティ」（仮称）事業として再編してはどうか

理由：旧法施設は障害者自立支援法で6事業に整理されたが、必ずしも利用者にとって日中活動のプログラムを選択できない実態がある。なぜなら利用者が日中活動を希望する際、その利用者のニーズと共に障害による支援内容に多様性が必要となるのが実情としてあるのに、例えば「就労継続支援B型」の事業所しか選択肢がない場合も地域にはある。三障害、三障害以外の対象が増え、障害者総合支援法においては総合的な支援が行える日中活動の創設が急務である考える。様々な障害のある利用者のニーズは多様であり、スポーツ活動、音楽活動、芸術活動、余暇活動等を望んでも、前述のような就労継続B型のみでは社会資源しかない地域では、作業活動、生産活動だから作業プログラムしかできない場合がある。「生活介護」も介護に生産活動を取り入れた内容も含まれているので、就労支援に生活支援を取り入れる内容も含めるとした構造とする方法もあるが、より多様な支援に総合的に対応することができる機能をもつことが利用者にとっても選択がしやすく、日中活動事業そのものを「ダイアクティビティ」（仮称）事業として統合の上で再編し、現在の多機能型機能を「ダイアクティビティ」（仮称）事業でニーズに応じて支援が行えるようにし、利用者が「ダイアクティビティ」（仮称）事業の中で介護や余暇活動、芸術活動、スポーツ活動等多様な活動や就労支援をニーズにあわせて選択できる日中活動に再編してはどうか。また、状況に応じては、「原則の日数」を超えて、週末や祭日の支援が必要となる利用者もいる。

現在、通所には「原則の日数」がもうけられているが、親の高齢化にともない実家で過ごすことができなくなるなど、週末や祭日の時間をうまく使えない人が増えている。「ダイアクティビティ」事業という考えで再編するにあたっては、週末や祭日を過ごす場としても利用できるようにすべきである。そのためには「原則の日数」という枠を外す必要がある。

- ・就職後の職場定着について、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター事業に加算もしくは新規に職場定着支援に関する事業を加え、充実した職場定着支援を展開してはどうか。

理由：近年、障害のある人の就職者数が増加していることに加え、今後、精神障害や発達障害のある人の就職ニーズが更に高まることが想定される。精神障害や発達障害のある人は、継続した職場定着支援を必要としており、現在のジョブコーチ支援事業は有期限であるため十分な役割が果たせない。「就職すること」に対する支援にとどまらず、「就職して働き続けること」を支える体制及びマンパワーの確保が必要不可欠となるため。

- ・療養介護でも日中活動は、他の事業所に通えるようにしてはどうか

理由：入院が前提の療養介護であるが日中活動を他の事業所を使えるようにし、選択肢を広げてはどうか、療養介護対象者を受け入れる事業所が看護師、医師の配置が必要な場合は報酬上評価するようにしてはどうか

- ・地域生活支援事業の「日中一時支援事業」を障害福祉サービスの「短期入所」の日中利用に統合してはどうか

理由：地域生活支援事業の「日中一時支援事業」は市町村の義務付けでないので、日中支援事業の実施していない町村では、緊急時、レスパイトなどの支援を受けられないので

全国共通のサービスにすべきでないか、支援費制度までは、短期入所の日中利用で利用できたサービスでもあるので、障害福祉サービスの短期入所に吸収したらどうだろうか、多くの市町村では、支援費制度の時間区分、報酬比率も参考にしているので、障害福祉サービスの短期入所の日中利用で問題はなくなるのでないか

- ・障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

サービス等利用計画の質と量の充実を図り、本人の意向と自己決定を尊重するサービス等利用計画で支給決定できるようにすべきでないか。

またグループホーム利用希望者が障害支援区分の認定調査を受ける際に市町村窓口で身体介護等が必要かどうかで支援区分の認定を受ける前に非該当になる場合がある。必ずサービス等利用計画（セルフプランも含む）を必須にすべきである。

→ 必ず、認定調査を行い、障害支援区分の判定を行ってから利用する仕組みとなるように、出された通知の内容を変えるべきである。

- ・障害者の意思決定支援の在り方について

情報バリアフリーの観点からは、わかりやすい情報提供を自治体、事業所が行うことを必須にすべきで、そのために基本データをわかりやすく国が提供すべきでないか

意思決定支援を日常的に行えるように、ルビふり機能だけでなく、文章をわかりやすくする機能、イラスト、ピクトグラムなども表記できる総合的な意思決定支援ソフトの開発を期待したい。

- ・障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について

障害者権利条約第 12 条の意思決定支援を参考に、障害福祉サービスでの自己決定、障害福祉サービスでの契約行為等を支援付意思決定支援で行えるように配慮すべきでないか

また障害福祉サービスを利用する人には、被後見の他に被保佐、被補助の制度があることを本人、家族にわかりやすく情報提供し、財産相続などで、安易に被後見人の申請をしないような支援も必要でないか

- ・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

手話通訳派遣が広がる一方で、「裁判」「医療」等の専門的知識を必要とし、かつ責任

のある内容が増えつつあり、それに応えるような、養成が出来ていない。養成をするための市町村の助成や講師も日中働いている人が多く、なかなか適任者を探すことが難しい。

専従で手話通訳をして、経験の深い者が少ないため固定の通訳者への負担が大きく、情報を保障するところまでは、出来ていない。

責任ある内容の場面において、手話通訳への理解が薄い環境があるため、取り調べ室から出されたりするなど十分に役割を果たせない場合がある。

様々な課題があり、全てにおいて聴覚障害者への理解や手話は、言語であることへの周知が遅れており、自治体が積極的に全日本ろうあ連盟や手話通訳者問題研究会などの団体と協力しながら、正しい知識を社会に広める必要があるのではないか。

#### ・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

精神障害者の社会的入院の解消に向け、地域の受け皿となる場所が不足しているため、精神科病床の居住施設への転換等にグループホームが含まれているが、定員30名迄のグループホームを病院の建物を活用して認めるということは、グループホームに居住し地域で生活するという現行のグループホーム制度と同じグループホームと認めることはできず、また、身体、知的の方々グループホームにおいても入所施設を転換し看板をグループホームにということになりかねない。

また、高齢の障害者に対する支援においては、介護保険に該当するものは身体的な項目と障害に対応できるサービスが不足しており、制度の谷間にある状況の中、社会資源の不足から招かれるひきこもりや、施設・病院の受け入れ先の不足からご本人・家族・現行サービスの支援の現場に大きな負担がかかる面がある。

65歳になると介護保険優先で、今まで利用した障害福祉サービスの支給決定ができなくなったりする事例が全国で多くなってきている。障害福祉サービスを現に利用している利用者には本人の自己決定を尊重し、市町村が介護保険優先だから支給決定を停止するような事はないようにしてほしい。

障害福祉サービスを利用している人の高齢化は進んでいるので、グループホーム、施設入所支援、日中活動とも高齢化対策に向けた人員の配置体制を検討すべきでないか

介護保険の被保険者から除外された施設入所支援の人が介護保険のサービスを利用する場合、3ヵ月以内の退所を条件に施設入所支援事業所の所在地で要介護認定を受ける事ができる。介護保険のサービスを退所して希望しても待機者が多く3ヵ月の条件は難しいので、この条件は見直しすべきでないか